

令和 2 年度災害時要援護者名簿の提供について

災害時要援護者支援については、各自治会町内会で日頃よりご尽力いただきまして、ありがとうございます。

意向確認の上作成した災害時要援護者名簿につきまして、令和 2 年度名簿を提供いたします。令和元年度の名簿については返却をお願いします。

また、災害時要援護者名簿を扱う方に関しては、1 年に一度個人情報保護研修の受講が必要です。研修を実施の上報告書の提出をお願いします。

ご不明な点等ございましたら、担当までご連絡ください。

1 災害時要援護者名簿の提供について（協定締結地区のみ）

(1) 名簿の提供方法について

2 月の区連会以降、**ゆうパック**で送付します。（2 月末送付予定）

- ◆ 地区連合単位で協定を締結している地区・・・連合町内会長宛に送付します。
（綱島、大曾根、樽町、師岡、大倉山、城郷、新羽、新吉田、新吉田あすなろ）
- ◆ 単位自治会町内会ごとに協定を締結している地区・・・単位町内会長宛に送付します。
（日吉、菊名、篠原、高田、大曾根の一部）

(2) 名簿の返却について

令和元年度の名簿については、名簿とともに同封している**レターパック**に入れ、4 月 30 日（金）までに返却をお願いします。

(3) 情報取扱者届（兼個人情報保護研修受講報告書）＜第 2 号様式＞の提出について

名簿を取り扱う方は、全員、毎年 1 回、**個人情報保護研修を受講(※)**することとなっています。各単位町内会で、研修を実施後、同封しております返信用の茶封筒に入れて、6 月 30 日（水）までを目安に提出をお願いします。

期限に間に合わない場合は、高齢・障害支援課の担当までご連絡ください。

※個人情報保護に関する研修用 DVD を回覧していただくか、港北区ホームページにて掲載の資料を閲覧していただく等により、集団での実施をなるべく避け、研修を実施していただくようお願いいたします。

担当：高齢・障害支援課 高齢・障害係
脇、谷口、大和田

電話：540-2317

FAX：540-2396

令和3年2月 日

自治会町内会長各位

港北区福祉保健センター
高齢・障害支援課長

災害時要援護者支援についてのアンケートについて（お願い）

地域の皆様におかれましては、日頃から災害時の要援護者支援の取組に御協力いただき誠にありがとうございます。

さて、港北区においては横浜市が備えている災害時要援護者の名簿情報のうち、情報提供の意向確認ができた方の情報を、区との協定締結をした自治会町内会へ提供しており、また、平成30年度には各自治会町内会の様々な取組について伺ったアンケートをもとに「港北区災害時要援護者支援事業取組ハンドブック」（以下「取組ハンドブック」）を作成し、全自治会町内会で活用いただけるよう配付したところです。

しかしながら、平常時の訪問や発災時の具体的な支援を行うにあたっては協定締結の有無を問わず、まだまだ苦労があると皆様から伺っており、特に、初めて対象の方を訪問する際の難しさについての御意見が多く寄せられています。

そこで、港北区では初めての訪問を円滑にするツールとして防災グッズを用意し、希望する自治会町内会へ提供することを検討しています。

つきましては、防災グッズのニーズ調査及び、各自治会町内会に対する取組支援策の検討のため、「取組ハンドブック」配付後の自治会町内会における取組状況についてアンケートに御協力をお願いいたします。

なお、アンケート返信の際は同封の返信用封筒を御利用いただき、3月26日（金曜日）までに投函いただくと幸いです。

どうぞよろしくをお願いいたします。

港北区福祉保健センター
高齢・障害支援課
担 当 脇、谷口、大和田
連絡先 TEL 045-540-2317

災害時要援護者支援についてのアンケート

問1 貴自治会町内会にて着手している取組すべて（達成度は問いません）について、表の空欄に○印をご記入ください。

取組内容		想定する災害	
		震災	風水害
①	独自の災害時要援護者名簿の作成 ※		
②	訪問（電話等を含む）		
③	対象者が必要としている支援内容の確認		
④	対象者を支援する体制の構築 ※		
⑤	個別の支援計画策定 ※		
⑥	備蓄等、自助の促し		
⑦	対象者の避難行動の支援		
⑧	安否確認の仕組みづくり ※		
⑨	避難所における対象者の支援体制づくり		
⑩	在宅避難時の対象者の支援体制づくり		

※ ①の例) 自治会町内会で管理する独自の名簿があり、区から提供された名簿に限らず、災害時に援護が必要な方の情報を適宜追加している等

④の例) 自治会町内会における役割分担、支援内容を設定している等

⑤の例) 発災時に対象者が避難する場所や、避難方法を共有している等

⑧の例) 発災時に安否確認に行く人を決めている等（発災時以外には名簿内容を共有せず、平常時は金庫保管しているといった場合も含まれます）

問2 初めて訪問する際に配付する防災グッズとして、最も適していると思われるもの、ひとつを選んでいただき○で囲ってください。

LEDライト、携帯ラジオ、携帯トイレパック、防災用ホイッスル、防災用簡易ブランケット、その他（ ）

問3-1 貴自治会町内会での取組を進めるにあたり、苦勞されている項目について表の空欄に○印をご記入ください。

取組項目		想定する災害	
		震災	風水害
①	独自の災害時要援護者名簿の作成		
②	訪問（電話等を含む）		
③	対象者が必要としている支援内容の確認		

裏面につづく

取組項目		震災	風水害
④	対象者を支援する体制の構築		
⑤	個別の支援計画策定		
⑥	備蓄等、自助の促し		
⑦	対象者の避難行動の支援		
⑧	安否確認の仕組みづくり		
⑨	避難所における対象者の支援体制づくり		
⑩	在宅避難時の対象者の支援体制づくり		
⑪	その他()		

問3-2 自治会町内会にどのような支援があると取組を進めやすくなると思われますか。

問4 平成30年度末に各自治会町内会に配付しました、地域の取組事例を集めた「災害時要援護者支援事業取組ハンドブック」についてお聞きします。



「災害時要援護者支援事業取組ハンドブック」
 災害時要援護者支援に取り組む際のお悩み別に、
 ヒントとなる取組事例をご紹介した冊子です。
 港北区ホームページでダウンロードが可能です。

検索

(1) 内容は参考になりましたでしょうか、該当する答えを○で囲ってください。

参考になった、参考にならなかった、読んでいないのでわからない

(2) 参考になった、もしくは参考にならなかった理由をお聞かせください。

問5 その他、ご意見やアイデア等がございましたらご記入ください。

ご協力いただき、ありがとうございました。

同封の返信用封筒をご利用いただき、3/26(金)までに投函をお願いします